

長野県地域防災計画 平成 27 年度 修正(案)に対するご意見と県の考え方

危機管理部危機管理防災課

- 1 募集機関 平成 28 年 12 月 21 日（月）から平成 28 年 1 月 19 日（火）まで
- 2 件数 13 件（1 通）
- 3 お寄せいただいたご意見と県の考え方

No	お寄せいただいたご意見等	県の考え方（対応等）
共通の問題提起（他の計画（長野県強靱化計画、長野県国民保護計画）との共通事項）		
1	<p>未完であることを明示 一般的な計画とは異なり、不確定要素やよく解っていないことが多いので、完全な計画とすることは元々不可能である。 従って、未完であり、不明点も多く、整合性にも欠けている、など、「問題がある」ということを明記すべきである。 そして残された課題を丁寧に説明することによって、市町村、関係団体など、民間企業・団体、そして県内外の市民が、それらに積極的に関わられるようにすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長野県地域防災計画は、風水害対策編第1章第1節に記載のとおり防災に関する「総合的かつ計画的」なものとし、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定めるものとしています。 ○ 地域防災計画の修正については、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加えています。 ○ 修正に当たっては、長野県防災会議において関係機関及び自主防災組織、学識経験者から広く意見を求めるとともに、パブリックコメント等を通して意見を募っています。
2	<p>複合災害 複数の災害が同時に起きる、災害の救援活動・復旧活動中に他の災害が起きる、避難所や避難場所が他の災害に対しては安全ではない可能性がある、という視点を持ち、常に注意を払い、問題があれば各計画の変更を待たずに改善を計るべきである。 避難や救援ルートは複数を検討しておく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風水害対策編 第2章第4節、第33節に記載のとおり、複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実するとともに、地域特性に応じた複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めることとしています。

3	<p>要介護者、要注意者、などへの対応</p> <p>今までの災害（及び訓練）では、日常的に困難を抱えている人、特別な配慮が必要な人が、事実上切り捨てられて来た。今回のパブリックコメント対象の計画の原案作成の過程でも関係者から直接意見を聞く機会は不十分である。</p> <p>また、特別な配慮が我儘ととられかねないことも考慮しなければならない。</p> <p>各人によって条件が異なるので丁寧な対応が重要である。</p> <p>また、仮に計画が完璧であたっとしても災害時には想定した条件を満たさないことも考えられるので、日頃からそれらの人と接したり、各人が抱えている問題・困難を多くの人が理解していることが重要である。</p> <p>全ての項目を挙げられないが、少なくとも下記については考慮すべきである。</p> <p>避難準備 避難行動 避難所 食糧（嚥下障害、食物アレルギー、宗教的理由、など） 電源（人工呼吸器、吸引機、など） 薬 車椅子、電動車椅子 意思疎通</p> <p>ユニバーサルデザインの考え方と具体例は全ての関係者が理解していないなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者への対応について、風水害対策編 第2章第8節等に記載のとおり、県及び市町村、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図るものとしています。 ○ 具体的な対応について、要配慮者からの意見を踏まえ、各種マニュアルの整備を図ってまいります。
4	<p>対象者の範囲、多様性</p> <p>住民や働いている人だけではなく、多様な外部の人を考慮しなければならない。</p> <p>その「外部の人」には、上記（3）以外にも、外国人を含む観光客、たまたま鉄道・道路で通過中の人にも含まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風水害対策編 第2章第8節等に記載のとおり、外国人旅行者を含む要配慮者に対する対応とともに、観光地における観光客、火山における登山者や旅行者及び帰宅困難者へのさらなる対応も検討を進めます。 ○ ご意見のとおり、観光客についても要配慮者に含めるよう風水害対策編 第1章第2節の記載を修正します。
5	<p>対象地域を分類する</p> <p>具体的な計画は市町村が作成するにしても、そのひな形は県が示すことが好ましい。</p> <p>長野県は広く山間部が多いが、類似した条件の場所では同様なことが考えられるはずである。</p> <p>次の類型を提案する。</p> <p>密集市街地（大規模建物がある地区も含む） 準市街地（家屋がまばらに集まった地区） 集落地帯（農村など、家屋が集まる地区や点在する地区） 過疎集落</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域において、特有の地域事情もあることから一律的にひな形を示すことは困難であると考えます。現在、全ての市町村において、地域特性を考慮した地域防災計画が整備されています。 ○ 実際の警戒避難活動に生きる具体的な計画を策定するため、各地域毎の特性を踏まえた地域の防災計画の策定、「地区防災計画」の取組の推進を図ってまいります。

6	<p>行政境界とまちづくり 隣接する市町村や隣県との連携を検討する。 (例：鬼怒川の洪水では市内での避難に限定したために多数の人が逃げ遅れた) 現状では既存の「まち」での計画にならざるを得ないが、避難などを考えた「まちづくり」(都市計画に該当しない場合を含む)を推進すべきである。 コンパクトシティや過疎地の縮退(後述)でも同じであるし、公共(的)施設(学校を含む)の再配置でも考慮しなければならない。</p>	<p>○ 大規模広域災害発生に備え県においては、全国知事会、関東地方知事会、中部圏知事会及び中日本四県の災害時の応援協定を締結しているとともに、市町村においても県内全市町村間において災害時相互応援協定の締結を行っています。</p>
7	<p>気象条件 風(火事、避難)、雨、雪(積雪)、気温(高い場合/低い場合)などは、できるだけ悪い条件を複数想定する必要がある。</p>	<p>○ 近年発生する過去経験したことのない豪雨等、各種災害の発生を踏まえ、地域防災計画の修正を検討してまいります。</p>
8	<p>情報伝達、収集 量が増えると質が変化する。(例：携帯電話が使えなくなる。) 防災無線は、県や市町村では担当者が常時対応可能であったとしても相手側(病院、避難所など)では少ない担当者が兼務するので通信できない可能性がある。 複数方式・複数ルートで、マルチメディア対応にして行くべきである。 1回の発信で、テレビ、ラジオ、携帯メール、街中の大型スクリーン、列車内表示、交通案内板、などに(自動的に変換されて)伝わるようなシステムを開発することを提案する。</p>	<p>○ 風水害対策編 第2章第3節に通信、放送施設について災害への耐性確保のため、通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図る旨記載してあります。 ○ 住民への周知、伝達方法についても、第2章第23節に確実に情報が伝達されるよう、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとしています。</p>
9	<p>外国語対応 様々な言語の通訳を現地で確保することは困難なので、通信(主としてインターネット)を介して行えるように、人や組織のネットワークを日頃から拡充させておく。 災害時ミニFM局は神戸では威力を発揮し、東日本では多数が活躍した。県内にはローカルFM局も多いので、活用方法を協議しておく。 アマチュア無線の有効性は検証する必要がある。</p>	<p>○ 警戒避難情報等の多言語化の推進について風水害対策編 第2章第8節に記載してありますが、具体策についてさらに検討を進めてまいります。 ○ 住民への情報伝達について、ローカルFM局等、過去の災害対応での有効性を考慮し検討を進めます。</p>
長野県地域防災計画		
1	<p>交通規制 緊急自動車、避難、物資輸送、燃料確保、各種救援・復旧作業、など、計画が成功するために最も重要な事項である。 様々な想定、広報、訓練の繰り返しが欠かせない。 高速道路については一般道路に出た後のことまで考えておかねばならない。</p>	<p>○ ご指摘のとおり、災害発生時の交通網の確保について重要な問題として認識し、風水害対策編 第2章第9節に緊急交通路の確保について記載しています。また、広域災害に備えた体系的な道路啓開について、図上訓練を通じ検討を進めるとともに、関係機関の連携強化に努めて参ります。</p>

2	<p>地域外への避難</p> <p>神戸では暖房が不十分な避難所で多数の方が亡くなった。(主として高齢者)</p> <p>新潟県では余震を恐れて自家用車内で避難生活を続けていた人がエコノミークラス症候群となった。</p> <p>東日本大震災では範囲も被災者数も被害程度も桁違いであったのに加えて原発事故が起きたので、避難は大混乱となった。</p> <p>被災地域外への避難を計画に盛り込むべきである。</p> <p>災害内容、対象者、避難先・ルート(共に複数)、避難方法を検討して避難先と協議しておく必要がある。</p>	<p>○ ご指摘のとおり、広域避難については各種相互応援協定に基づき対応するとともに、方法についても図上訓練、関係機関との調整等を通じ、検討を進めてまいります。</p>
3	<p>通電火災</p> <p>神戸では地震当日から10日間くらいに新たな火災が発生した。電気の復旧に伴う通電火災である。</p> <p>対策として感震ブレーカーが有効であるが普及率は低い。採否を利用者に任せると設置していない所から燃え広がってしまうので電力会社がアンペアブレーカーやスマートメーターに組み込むべきであるが、言い訳ばかりで実行するつもりがない。</p> <p>変電所と周囲とで揺れ方が異なる場合があることすら理解していない。</p> <p>国の基準や電力会社の言い分に従うことなく、電力会社の責任で全利用者に設置させるべきである。</p> <p>なお、復旧方法や優先復旧先、それを実現するための配電網、など、電力会社が公共的な存在であることを十二分に理解させる必要がある。</p>	<p>○ ご指摘のとおり、感震ブレーカーについては、通電火災防止・抑制に有効な手段であるため、風水害対策編第2章第7節に記載します。</p>
4	<p>消防水利</p> <p>水道だけではなく、防火水槽、川や用水路などの活用を見直すべきである。</p> <p>消火栓の設置状況が現状に対応したものであるかを定期的に点検する。</p> <p>神戸では水道管に空気が入ってしまったので消火栓から取水できなかった。ストローの原理を応用した給水ホースを普及させるべきである。</p>	<p>○ 地域防災計画では、風水害対策編 第2章第7節に「消防水利として活用される農業水利施設及び防火水槽の整備を推進する。」とし、また、「消防水利の多様化及び適正化」「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとしています。</p> <p>○ 災害時に水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、耐震性貯水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとしています。</p>